

三重労働局発表
令和4年9月1日（木）

三重労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 前川 仙
上席雇用環境改善・均等推進指導官 矢田 有
電話 059-261-2978
059-226-2318

次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定

百五コンピュータソフト株式会社

マクセルクレハ株式会社

社会福祉法人高田福祉事業協会（くるみんプラス認定）※

新基準でのくるみん認定、くるみんプラス認定は三重県内で初

このたび、三重労働局（局長 金尾文敬）は、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業」として、百五コンピュータソフト株式会社（代表取締役 新開正浩）、マクセルクレハ株式会社（代表取締役社長 西郷政裕）、社会福祉法人高田福祉事業協会（会長 常磐井猷麿）を認定いたしました。高田福祉事業協会については、不妊治療と仕事の両立に関する「プラス認定」も併せて行いました。

令和4年4月1日改正の新基準でのくるみん認定企業及び令和4年4月1日に創設されたプラス認定企業は県内で初となります。

三重労働局では、下記のとおり認定式を行います。

当日の取材をよろしくお願いいたします。

取材をご予定いただける報道機関の方は、9月5日（月）正午までに、上記担当までご連絡をお願いいたします。

くるみん認定、プラス認定通知書交付式

日時：令和4年9月5日（月） 15：30から

場所：津第二地方合同庁舎 地下会議室
（津市島崎町327-2）

※ 令和4年4月1日より、新たに不妊治療と仕事の両立に関する「プラス認定」制度が創設されました。

百五コンピュータソフト株式会社

(くるみん認定：令和4年7月認定(2回目))

所在地：津市

業 種：情報サービス業

代表者：代表取締役 新開 正浩

社員数：103名(うち女性労働者58名) ※令和4年8月1日現在

くるみん認定基準を満たし、以下の取組を行った。

- ・ICTで働き方の多様性を高め、働きやすい職場環境を図るため、テレワーク制度を導入。
- ・年次有給休暇の計画的取得制度の導入。
- ・ノー残業デーの導入。
- ・計画期間における男性社員の育児休業取得は2名、女性社員の育児休業取得は7名を達成。



マクセルクレハ株式会社

(くるみん認定：令和4年7月認定(1回目))

所在地：津市

業 種：製造業

代表者：代表取締役社長 西郷 政裕

社員数：310名(うち女性労働者44名) ※令和4年8月1日現在

くるみん認定基準を満たし、以下の取組を行った。

- ・労働組合役員をメンバーに含む「ワークライフバランス推進委員会」にて仕事と家庭生活のどちらも充実した生き方を実現するための取組を労使で協力して行っている。
- ・計画期間における男性社員の育児休業取得は1名、育児を目的とした休暇の取得は男性社員10名、女性社員の育児休業取得は4名を達成。



社会福祉法人高田福祉事業協会

(くるみんプラス認定：令和4年8月認定(1回目))

所在地：津市

業 種：医療・福祉

代表者：会長 常磐井 猷磨



社員数：219名(うち女性労働者165名) ※令和4年8月26日現在

くるみんプラス認定基準を満たし、以下の取組を行った。

- ・不妊治療休暇及び不妊治療のために利用することができる半日及び30分単位の年次有給休暇を導入し、全職員への伝達研修等を行っている。
- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置として、1年間に8日取得可能な「育児目的休暇」を導入。
- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保をするため、相談窓口を設置し周知した。
- ・計画期間における男性社員の育児休業取得は1名、女性社員の育児休業取得は11名を達成。
- ・不妊治療休暇についてこれまでに女性2名が取得。

「くるみん」は子育てサポート企業を示すマークです

次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」「プラチナくるみんマーク」「トライくるみんマーク」です。また、新たに不妊治療と仕事の両立に関する「プラス認定」制度が創設されました。



トライくるみん
マーク



新しい
くるみんマーク



プラチナくるみん
マーク



プラスマーク
(例くるみんプラスマーク)



三重労働局管内「プラチナくるみん」認定企業一覧

令和4年8月現在

No.	企業名	所在地	認定年
1	株式会社百五銀行	津市	2016年
2	住友電装株式会社	四日市市	2016年
3	河村産業株式会社	四日市市	2017年
4	株式会社三十三銀行（旧（株）第三銀行）	四日市市	2019年
5	株式会社安永	伊賀市	2021年
6	株式会社アレクシード	津市	2021年



三重労働局管内「くるみん」認定企業一覧

令和4年8月現在

No.	企業名	所在地	認定年
1	株式会社三十三銀行（旧（株）第三銀行）	四日市市	2008年・2011年 2015年・2019年
2	株式会社百五銀行	津市	2008年・2011年 2016年
3	医療法人社団寺田病院	名張市	2009年
4	太陽化学株式会社	四日市市	2010年・2012年 2014年
5	河村産業株式会社	四日市市	2010年・2015年 2017年
6	一般財団法人食品分析開発センター SUNATEC（サテック）	四日市市	2011年・2013年
7	住友電装株式会社	四日市市	2011年・2014年 2016年
8	名張近鉄ガス株式会社	名張市	2012年
9	井村屋株式会社	津市	2012年・2016年
10	株式会社ZTV	津市	2013年
11	社会福祉法人風薫会	四日市市	2013年・2017年
12	社会福祉法人斎宮会	多気郡	2013年
13	※ 株式会社丸八土建	多気郡	2013年
14	上野キャノンマテリアル 株式会社	伊賀市	2013年
15	株式会社安永	伊賀市	2013年・2021年
16	学校法人高田学苑	津市	2014年
17	ヤマモリ株式会社	桑名市	2014年
18	有限会社ケアリゾート	志摩市	2014年
19	※ 日本土木工業株式会社	南牟婁郡	2014年
20	医療法人鳳林会	津市	2014年・2017年

No.	企業名	所在地	認定年
21	三重交通株式会社	津市	2015年
22	東海住電精密株式会社	菟野町	2015年
23	社会福祉法人青山福祉会	伊賀市	2015年・2018年
24	医療法人社団プログレス	菟野町	2015年
25	三重金属工業株式会社	津市	2015年
26	株式会社松阪鉄工所	津市	2016年・2019年
27	株式会社UL Japan	伊勢市	2017年
28	※ 株式会社アレクシード	津市	2017年・2021年
29	※ 井村屋グループ株式会社	津市	2018年
30	生活協同組合コープみえ	津市	2018年
31	株式会社マスヤ	伊勢市	2019年
32	日本ハム食品株式会社	桑名郡	2019年
33	※株式会社山野建設	伊勢市	2019年
34	国立大学法人三重大学	津市	2020年
35	百五コンピューターソフト 株式会社	津市	2020年・2022年
36	株式会社伊勢福	伊勢市	2020年
37	株式会社荏原風力機械	鈴鹿市	2021年
38	社会福祉法人弘仁会	名張市	2021年
39	株式会社愛安住	伊賀市	2022年
40	マクセルクレハ株式会社	津市	2022年
41	社会福祉法人 高田福祉事業協会	津市	2022年

※印は努力義務企業



三重労働局管内「プラス」認定企業

令和4年8月現在

社会福祉法人高田福祉事業協会（津市）くるみんプラス認定（2022年）

令和4年
4月1日
から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の 認定基準等が改正されました！ 新しい認定制度もスタートしました！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 7%以上 → 令和4年4月1日以降：10%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

15%以上 → 令和4年4月1日以降：20%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」 (<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/> p.3 参照) で公表すること、が新たに加わりました。

認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとなります。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク



ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率 13%以上 → 令和4年4月1日以降：30%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

30%以上 → 令和4年4月1日以降：50%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合

55%以上 → 令和4年4月1日以降：70%以上

特例認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

トライくるみんマーク



ポイント3

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました

「プラス認定」を受けるためには、くるみん等の認定基準を満たした上で、不妊治療のための休暇制度等を設けることなど、4項目の「プラス認定基準」を全て満たす必要があります。

不妊治療と仕事の両立に関する認定基準

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されました。



1. 受けようとするくるみんの種類に応じた認定基準を満たしていること。

※例えば、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業としてくるみんプラス認定を受けようとする場合、10項目あるくるみん認定基準を満たす必要があります。

2. 次の(1)～(4)をいずれも満たしていること。

- (1) 次の①及び②の制度を設けていること。
 - ① 不妊治療のための休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）
 - ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- (2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。
- (3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
- (4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

※不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業としてプラチナくるみんプラス認定を受けた企業は、毎年少なくとも1回、2(1)①の不妊治療のための休暇制度の内容、2(1)②の制度のうち講じているものの内容、2(3)の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容について、公表日の前事業年度における状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

公共調達における加点評価

- 各府省等が総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業などを加点評価するよう国の指針において定められています。それに基づき各府省等は、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式または企画競争による調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。
- 個別の調達案件における加点評価については、各調達案件の担当にお問い合わせください。

内閣府からのお知らせ 中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業

- 中小企業における子育て支援環境を整備する観点から、「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対し、上限50万円の助成金を支給する「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」を実施しています（令和3年10月から令和9年3月まで）。
- 事業の詳細については、以下のURLをご覧ください。一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。
くるみん助成ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/>

働き方改革推進支援資金

- 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が100人以下）や、上記のうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。
- 働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURLをご覧ください。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html